平成２４年（フ）第３７３号
神奈川県愛甲郡愛川町田代1473番地の１
債務者　江川江莉花（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４００号
神奈川県厚木市下荻野1151番地１　ファミール難波102
債務者　柚木　将太
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４３３号
神奈川県平塚市馬入2181番地の２
債務者　行方　晴久
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４３７号
神奈川県厚木市下荻野1198番地３　メゾンジュネス105
債務者　土岐　　彰
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４４５号
神奈川県秦野市緑町11番６号　サノシャルム秦野102号
債務者　前田　知美
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２７７号
新潟市西区新中浜１丁目11番地１　D、前住所新潟市西区四ツ郷屋1825番地
債務者　石黒　正男
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１２号
新潟市中央区上所３丁目18番２号　サーパスシティ西新潟弐番館704号、前住所新潟市中央区南出来島１丁目９番18号　サーパス南出来島504号
債務者　金井　義之
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２０号
新潟市南区高井東１丁目11番10号　ハイツ高井102号、前住所新潟市南区上塩俵1836番地１　ボヌールA203
債務者　鈴木慎太郎
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４２号
新潟市東区牡丹山１丁目15番12号　ピオニイハイム202号、住民票上の住所新潟市東区河渡３丁目17番66号
債務者　細野　美和
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５３号
新潟市西区鳥原1673番地
債務者　笠原二三子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５号
新潟県胎内市住吉町４番18号
債務者　林　　真一
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１１２号
新潟県新発田市御幸町２丁目12番12号
債務者　片桐　広一
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１１３号
新潟県新発田市下小中山227番地24
債務者　阿部　勝弘
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２６０号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田622番地
債務者　松川かおり
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７５号
香川県坂出市本町３丁目５番26号トマトマンション402号室
債務者　岩田　義治
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第７９号
香川県丸亀市昭和町30番地　今造しわく寮
債務者　本山　繁則
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第８４号
香川県丸亀市土器町東６丁目300番地　蓬莱ニューマンション209号
債務者　福家　　昇
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部